社会保障と法:社会保障と法政策

健康保険法における被扶養者の認定と不服申立て

原田 啓一郎*

Ⅰ 健康保険法における被扶養者の位置付け

- (1) 日本の医療保険制度は、被保険者について、職業・職種を基準として決定する健康保険等の被用者保険、住所を基準として決定する国民健康保険の地域保険、後期高齢者医療を実施する後期高齢者医療制度からなる。健康保険等の被用者保険の被保険者及びその被扶養者以外は、国民健康保険、または後期高齢者医療制度に属することになる。これらの制度により、日本に住所を有する者は何らかの医療保険の適用を受けることになり、国民皆保険体制を実現している。
- (2) 健康保険法(以下、「健保法 | という。)では、 被保険者の被扶養者に関する定義規定(健保法3 条7項)をおき、家族療養費等の被扶養者に関する 保険給付を予定している。被用者保険特有の被扶 養者という地位を設けているのは、歴史的な経緯 によるところが大きい。被扶養者という概念は健 保法制定当初にはなく、被扶養者に関する保険給 付も規定されていなかった。家族が病気にかかっ ても、ほかに加入できる公的医療保険はなかった ため、家族の医療費は全額、家計を支える被保険 者の負担となり、その負担は軽いものではなかっ た。そこで、1939年の法改正により、被扶養者の 疾病又は負傷に対する給付として、世帯員の療養 に要した費用の一部を支給する補給金が任意給付 という形で創設され、さらに1942年の法改正によ り、補給金は家族療養費として法定給付となっ た。このように、家族療養費を代表とする健保法

上の被扶養者に関する保険給付は、労働者である 被保険者の家計における医療費負担の軽減を意味 するものとして生まれたものである。

(3) 健保法では、一定範囲の家族が集団としてとらえられた上で、被保険者がこれを代表して保険関係の当事者として位置付けられており、その結果、被保険者の家族の法的地位は、被保険者に扶養される者として被保険者を介した依存関係にある」。このため、被扶養者の地位は、被保険者資格の得喪と随伴している。被扶養者に関する保険給付は、被保険者に対して支給するという法律構成を採るので(例えば、健保法110条1項)、被保険者が死亡すれば、保険給付の受給主体が消滅することになり、その翌日で資格喪失となるため、現在加入している健康保険での被扶養者に関する保険給付もその時点で打ち切られることになる。

被扶養者の傷病は、健保法では家族療養費(健保法110条)の対象となるが、家族療養費の受給主体は法的には被保険者である。しかし実際は、いわゆる代理受領方式(健保法110条4項・5項)の下で、被扶養者は、被保険者と同様に医療サービスを受けることができる。この場合、被扶養者は、自ら保険料を拠出することなく、実際の医療サービスを受けることができることから、いわゆる国民年金の第3号被保険者問題と同様に、被扶養者自身の就労を抑制するインセンティブが働く可能性がある²⁾。

健保法上の被扶養者の概念は、現在の感覚とは 大きく異なる文脈で生成されてきた概念であり、 今日の実態と乖離している等、そのあり方につい

^{*} 駒澤大学法学部 教授

¹⁾ この点を指摘するものとして、上村(1986) 23頁等がある。

²⁾ 菊池 (2022) 397頁参照。

ては議論のあるところではあるが、戦後の医療保険制度の展開、とりわけ国民皆保険体制が整備された中で、被扶養者概念は国民皆保険の成立基盤を成している点で今日的な意義があるといえる³。その一方で、被用者保険の適用拡大の傾向にある中で、被扶養者概念の位置付けが改めて問われているともいえる⁴。

■ 健康保険法における被扶養者の認定をめぐる手続き

(1) 被扶養者とは、被用者保険各法に定義付けられたものであり、一定の身分関係にある者を対象とする民法上の扶養請求できる者とは必ずしも同一ではない。保険者が一定の生計維持関係を認め、一定範囲の者を被扶養者として認定を行う行為を、一般に被扶養者の認定と呼んでいる。この被扶養者の認定については、法令上の定めはなく、事務取扱上の慣用語として用いられる。

被扶養者の認定の手続等にかかる規定は、健保 法や同法施行規則にはほとんどみられず、被保険 者からの届出に関する規定(健保則24条3項,同38 条)、被扶養者に係る被保険者証の様式の規定(健 保則47条,様式第9号(2))、保険者による被扶養 者の定期的な確認の規定(健保則50条1項)が見ら れる程度である。

保険者は被保険者からの届出に基づき,当該被保険者が被扶養者を有する被保険者に該当するかについて,健保法3条7項所定の要件に沿って判断する。各保険者は,この判断にあたり,被扶養者の認定に係る独自の内部基準を設けており,その内部基準の定め方は,保険者により異なる。この点,厚生労働省は,被扶養者の認定に係る判断は保険者に委ねられていることを前提としつつ,保険者が被扶養者の認定にあたり参考とすべき取扱要領やその具体的な事務取扱を含む各種通達を発出している。

(2) 被扶養者の認定は 国民年金法の被扶養配 偶者の認定にも影響を及ぼすことがある。健康保 険の被扶養者認定・削除の手続きと、国民年金の 第3号被保険者の認定・削除の手続きは連動して おり、「健康保険被扶養者(異動)届 | と「国民年 金第3号被保険者関係届|が一体化した様式によ る。国民年金法における第3号被保険者の「主と して第2号被保険者の収入により生計を維持する| ことの認定は、健保法における被扶養者の認定を 勘案して日本年金機構が行うこととされている (国民年金法施行令4条)。このため運用上は、健 保法において被扶養者と認定されている者は、原 則として「主として第2号被保険者の収入により 生計を維持する | 者として扱われることになる (「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の 運用について」(昭和61年庁保険発第18号社会保 険庁年金保険部国民年金課長通知)。被扶養者と 第3号被保険者は、制度上の位置付けは異なるも のではあるが、各認定においては、上記のような 関係にある。

■ 健康保険法における被扶養者の認定に関する不服申立て

(1) 被扶養者の認定について不服がある場合、従来の実務では、被扶養者の認定に関するものについては、健保法189条1項所定の審査請求及び再審査請求の対象にはならないと説明してきた。その理由として、被扶養者の認定は処分ではなく、健保法189条1項所定の「被保険者の資格に関する処分」にも該当しないこと等が挙げられていた。また、社会保険審査会の裁決でも同旨の理由から審査請求を却下するものも見られた。このような事情から、被扶養者の認定について不服がある場合、行政不服審査法や行政事件訴訟法によるほかの手段を検討せざるを得ず、その解決を図るための法的手段には多くの障壁があった。

³⁾ 岩村 (2001) 10頁参照。

^{**} もっとも、こうした議論は被用者保険の本質にかかわる多くの論点の検討を必要とし、また、年金制度を含めた社会保障制度の基本にかかわるから、その根底にある国家の家族観や扶養意識の分析も欠かすことはできないとする指摘がある(島崎(2020)248頁以下、島崎(2016)616頁を参照)。

これに対し、最高裁判所第三小法廷令和4年12 月13日判決(以下、「本判決」という。)は、健康 保険組合が被保険者に対して行うその親族等が被 扶養者に該当しない旨の通知について処分性を認 め、健保法189条1項に基づく不服申立ての対象に なることを肯定した。こうした判断は被扶養者の 認定に関する不服申立ての実務に大きな影響を与 えるものであり、今後は、保険者が被保険者に対 して行う被扶養者に該当しない旨の通知について も、健保法189条1項に基づく不服申立ての途が開 かれるものといえる。

(2) 本判決により、被扶養者に該当しない旨の通知について、健保法189条所定の不服申立て及びその後の取消訴訟で争う途が示されたことで、保険者には、被扶養者の認定において、裁量権の行使の妥当性が問われることになろう。本事案では、健康保険組合側が設けた被扶養者の認定に係る取扱基準において、認定対象者の年間収入の算定について、その者が自営業者である場合には、所得税法上の所得金額ではなく、必要経費を控除しない売上金額を基準としたことにつき、同基準に基づく生計維持要件の該当性判断が原審及び原々審では問題となった。この点、本判決では判断されなかったが、今後、被扶養者の認定を行う保険者の認定に係る取扱基準の内容が、妥当であるかどうかが問われる可能性がある。

(3) また、被扶養者に該当しない旨の通知に不服のある者は、審査請求期間に注意する必要があ

る(最初の審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内にしなければならない(社会保険審査官及び社会保険審査会法4条))。ただし、先述の通り、これまでの実務では長らく、被扶養者の認定は審査請求の対象にはならないとの理解が定着していた。本判決を踏まえ、被保険者に対して行う被扶養者に該当しない旨の通知の段階で、審査請求の教示がなされることが求められるが、現時点においても、一部の健康保険組合のWebページ等には、被扶養者の認定に関する審査請求は対象外であるとする、従来のままの説明が散見され、各保険者が本判決の内容等を十分に把握しているか疑わしいところも残されている。本判決の内容等の早期の周知が求められる。

参考文献

岩村正彦(2001)「入門講座 社会保障法入門 第三〇 講」自治事務セミナー40巻7号、pp.9-12。

上村政彦 (1986) 「医療・年金・児童手当における「家族と個人」」社会保障法創刊号, pp.20-31。

菊池馨実(2022)『社会保障法〔第3版〕』,有斐閣。

島崎謙治 (2016)「健康保険法における被扶養者の概念 とその取扱い」社会保障研究1巻3号, pp.612-626。

(2020)『日本の医療 制度と政策 [増補改訂 版]』、東京大学出版会。

全国社会保険協会連合会 (2001) 『社会保険審査官及び 社会保険審査会法の解説』, 全国社会保険協会連合。

(はらだ・けいいちろう)